

邑南町監査委員告示第1号
平成30年3月20日

邑南町監査委員 森 脇 義 博

邑南町監査委員 宮 田 博

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

監査結果に係る措置状況報告書

(平成30年2月)

邑南町監査委員

平成 28 年 6 月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監査意見	措置状況
① 備品台帳の整備については、備品と消耗品のみならず、固定資産台帳整備の観点からも、工事費として一括発注された建築物と付属設備等との関係についても統一的な解釈が必要と考える。	【会計課】 ① 公会計による物品（備品）の考えと、邑南町役場備品取扱規定による物品（備品）の考えは異なるものと思います。ご指摘のとおり地方自治法第 239 条第 4 項に規程される物品（備品）については、備品取扱規程中の定義の解釈並びに予算執行についてはご指摘のとおり周知し適切に管理していきます。

※注釈：地方自治法 199 条第 12 項では、「措置を講じたときは、その旨を通知する」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

平成 29 年 6 月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監査意見	措置状況
<p>① 邑南町共同処理加工場は「亀谷自治会」と協定書が締結されているが、事業報告書は自治会の中の一組織である「グルメ工房みずほ」の名称で提出されている。(農林振興課)</p> <p>② 邑南町集会所条例に基づいて指定管理されている 5 か所の集会所の事業報告書について、条例では提出日が施行規則に委ねられているものの規則の存在がなく、また、協定書でも規定されていないため報告書が提出されていない。(生涯学習課)</p> <p>③ 邑南町公民館条例に基づいて指定管理されている分館のうち、自治会館として利用されていない施設の事業報告書について、施行規則や協定書に提出日が規定されてなく、提出もされていない。(生涯学習課)</p>	<p>【農林振興課】</p> <p>① 今後、指定管理者名で事業報告書を提出していただくよう指定管理者に指示をした。</p> <p>【生涯学習課】</p> <p>② 教育委員会に報告書の提出を含めそのことを明記する規則案を教育委員会に上程する予定 (H30.2) です。なお、現指定管理者については、この旨を連絡しています。また、現協定書の変更について、研究中です。</p> <p>【生涯学習課】</p> <p>③ 現規則について、報告書の提出等の条文がなく、新たにこの旨を明記した改正案を教育委員会に上程(H30.2)します。なお、現指定管理者については、この旨を連絡しています。また、協定書について、今年度で指定管理期間が切れるので、改めて来年度契約を交わす際に新協定書にその旨を明記し、報告書等の義務化を図ります。</p>

※注釈：地方自治法 199 条第 12 項では、「措置を講じたときは、その旨を通知する」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

【別紙 3】

平成 28 年 5 月 31 日付け 邑総第 43 号で、町長から請求のあった下記団体への財政援助等に係る事務の実行状況

i) 一般社団法人 おおなんケーブルテレビ

【総務課】

監査意見	措置状況
① 業務委託金額の算定根拠が起案文書に添付されていない。是正を求める。	① 業務委託金額の算出根拠については添付漏れであるので、今後計算書を添付することとしました。
② 町有施設を活用した業務委託なので困難かもしれないが、法人の発展意欲を向上させる意味からも、番組制作費のような発注形態も検討すべきではないか。	② 今後の方針としては独立した法人としての運営形態に移行することを目標としていますが、引き続いて慎重に検討していきます。
③ 平成 26 年度決算において、業務委託の変更契約がないまま 300 万円の減額となっている。今後このようなことのないように指導を求める。	③ 平成 26 年度の精算については法人の決算認定が遅くなり次年度となっていたので、平成 27 年度からは年度内に変更契約を行い、3 月決算、年度内精算としています。

ii) 一般財団法人 邑南町開発公社

【生涯学習課】

監査意見	措置状況
① 指定管理者の指定について、生涯学習課において、協定書の内容や事務執行の流れに沿った書類整理がなされていない。適正な管理を求める。	① ご指摘のあった書類については生涯学習課と開発公社と簿冊を分け整理しなおしました。→両者簿冊の設置場所を明確にし、保管しています。
② 補助金について、実績に基づく精算が行われていない（実績報告書が未提出）。法人に対して、法令遵守の徹底や内部統制改善の指導を求める。同時に、過去に遡って適切な処理を求める。	② 指導を徹底するとともに、実績に伴う 3 年分の補助金を返納するよう補正予算案を 12 月の理事会、評議員会に上程し承認後速やかに返納します。→返納しました。

③ 指定管理業務を発注する、或いは補助金を交付する担当者と、法人を指導・監督する担当者が同一であることは好ましくない。事故防止の観点から検討が必要と考える。

④ 現在、町一般職員が法人の理事に就任している。地方公務員法第38条第1項で、営利を目的とする私企業等の役員等になることは禁止されている。就任について町長の許可が必要とされているが、書面による許可が得られていない。また、許可基準が不明確である。

⑤ 施設運営のあり方について、入場料収入も含めた経営を考え、指定管理が適切かどうかも含めて、再検討が必要と思われる。

③ 担当者と課長補佐の2人体制にし、チェック体制を強化しました。→複数体制を徹底し、チェック機能を強化しています。

④ 町長が理事長になっている件と同様に一般職員も年度内に民間の役員に代わるよう調整します。→平成30年度より完全に民間の役員に移行できるよう、準備しています。

⑤ 現在直営または一部業務委託の方向で検討しています。ハンザケ自然館は生涯学習施設であり環境教育の拠点施設という性格上、生涯学習課直営が望ましいと考えますが、開発公社職員の処遇や指定管理のあり方、それに付随する事務的手続きを精査した上で方針を打ち出していきたいと考えています。他団体への指定管理については、生涯学習施設の管理運営の経験やノウハウを持つ団体が現段階ではないので難しいと考えますが選択肢としては残しています。→現協定期間中において、本施設の性質等鑑み、運営形態等あるべき姿を目指すための研究に務めていきたいです。

監査意見	措置状況
① 指定管理料、補助金、業務委託料それぞれが事業目的に適した使い方がなされているのかについて、実績報告書と決算収支との突合が不明確である。再度の精査を求めると同時に、法人に対して部門別経理の徹底等、改善の指導を求める。	① 現在、実績報告書と決算収支との突合が出来るような部門別決算収支内訳表を作成するよう指示しています。H28年度分も同じように部門別経理に改善するよう指導しました。
② 平成26年度に発生した、雇用推進協議会に関する委託事業清算金、約1千400万円の財源に、町からの援助金が充当されていないことの確認ができない。精査されたい。	② 確認できるものとして、部門別決算収支内訳表を作成するよう指示しています。
③ 業務委託に関する精算条項（契約約款第3条第5項）は法人の発展意欲を阻害させている可能性もある。業務仕様書で収支報告の提出を求めているので、見直しも含めて検討されたい。	③ 法人の発展意欲を阻害させないため、公益部門と収益部門を分けて経理した収支報告の提出を求めることで、財政担当と協議を進めています。
③ 業務委託について、業務仕様書に沿った内容か否かを確認できる報告書や成果物（個別の定住プログラム）が整理されていない業務もある。適切な管理を求めると共に、事業成果の評価に活用されたい。	④ 業務仕様書に沿った実績報告書と成果物（個別の定住プログラム）を早急に整理し提出するよう指示しています。
④ 業務委託について、契約約款第9条で再委託を禁止しているにも拘らず、書面による承諾もなされないままの再委託を看過している。是正されたい。また、再委託を認めるについての基準も定められていない。早急に整備されたい。	⑤ 業務委託の再委託について、書面による承諾を得るよう指示しました。再委託を認める基準について整備中です。
⑤ 商工観光課での発注から検査までの体制が確立されていない。指定管理協定書、業務委託契約書、業務仕様書の内容を深く理解	⑥ 現在の指定管理協定が平成29年度末で期間満了になるため、平成30年度からの新たな指定管理協定を締結するにあた

<p>し、それらに沿った事務の流れをよく検討されたい。また、場合によっては、実際の業務内容とかい離した契約内容となっているものもある。実情に合った契約内容となるような検討も必要と思われる。</p> <p>⑥ 現在、商工観光課一般職員が法人の理事に就任している。地方公務員法第38条第1項で、営利を目的とする私企業等の役員等になることは禁止されている。就任について町長の許可が必要とされているが、書面による許可が得られていない。また、許可基準が不明確である。</p> <p>⑦ 現在、法人の事務を統括している常務理事を務める町職員の行政職務上の立場が不明確である。改善策を検討されたい。</p> <p>⑧ 現在、法人の会計・経理を1人の法人職員で行っている。取扱金額も多額であり、事故防止の面からも牽制のできる体制となるよう、指導されたい。</p> <p>⑨ 再委託を認めるについての基準も定められていない。早急に整備されたい。</p>	<p>って、実際の業務内容に合った契約内容となるよう、またその内容に沿った事務の流れとなるよう見直しを行っている最中です。</p> <p>⑦ 商工観光課一般職員の法人理事への就任許可手続きについて整備しました。8月31日開催の理事会・総会で町長・商工観光課職員2名の理事退任が承認されました。今後の就任はありません。</p> <p>⑧ 8月31日開催の理事会・総会で町長・商工観光課職員2名の理事退任が承認されました。今後の就任はありません。</p> <p>⑨ 2人体制にするよう指導しました。</p>
---	---

※注釈：⑩については、⑤の通知に含まれるものと解する。

(⑤は業務委託、⑩は指定管理を含めた町の財政支援全般についての意見)

監査意見	措置状況
① 業務委託金額の算定根拠を1社の見積書によっていることは不適當である。農林振興課で予定価格を積算するよう是正されたい。	① 変更契約から邑南町の積算による単価での金額に変更しました。今後の契約においても邑南町の積算によって予定価格を設定することとしました。
② 業務委託契約書、業務仕様書に定められた提出書類や成果物(就農、定住プログラム)等が一連の流れの中で整理されていない。適切な管理を求めると共に、事業成果の評価に活用されたい。	② 業務委託契約書、業務仕様書に沿った整理となるよう指導しました。今後は提出書類、成果物等に基づいた評価の実施に努めます。
③ 精算条項(契約約款第3条第5項)は法人の発展意欲を阻害させている可能性もある。業務仕様書で収支報告の提出を求めているので、見直しも含めて検討されたい。	③ 変更契約において精算条項の見直しを追記しました。
④ 事務職員の給与を受託業務部門で一括計上しているのは、不適切である。他部門と案分するよう、指導されたい。	④ 実態に即した按分とするよう指導しました。
⑤ 現在、農林振興課一般職員が法人の理事に就任している。地方公務員法第38条第1項で、営利を目的とする私企業等の役員等になることは禁止されている。就任について町長の許可が必要とされているが、書面による許可が得られていない。また、許可基準が不明確である。	⑤ 組織の独立性を尊重し年度内の辞任の方向で調整中です。

V) 全般について

【総務課】

監査意見	措置状況
<p>① 4 法人とも町長が理事長で、いくつかの法人では町職員が理事に就任している。指定管理者、業務委託の相手先として適当といえるか、疑義が残る。法人としての独立性を高めることが急務と考える。</p> <p>② 発注の担当課と、法人を指導・監督する担当課が同一であることで、事務手続き等に馴合いや瑕疵が発生しやすいのではないかと。担当課以外の関与も考えるべきと思われる。</p>	<p>① 措置済です。</p> <p>② 重要なことと認識していますので、どのように行っていくのか検討しています。</p>